

会 議 録

会議録	平成27年度 第4回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	平成27年6月26日(金) 午前9時30分		
招集場所	長洲町役場 3階中会議室		
出席者	松本教育長、大山教育長職務代理人、木下委員、松岡委員、伊津野委員		
欠席者	なし		
職務説明責任者	松本学校教育課長、山隈生涯学習課長、松林学校教育課長補佐		
会議録作成者	松林学校教育課長補佐を指名		
会 議	第 1		議事日程について
	第 2		会議録署名委員の指名について
	第 3	議案第 7号	長洲町運動部活動の地域連携に関する検討委員会設置要綱の制定について (生涯学習課)
	第 4	議案第 8号	長洲町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について (生涯学習課)
	第 5	議案第 9号	長洲町スポーツ行事全国大会等出場奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について (生涯学習課)
	第 6	協議第 4号	学校の夏季休業期間内における学校閉庁日について (学校教育課)
	第 7	報告第10号	長洲町放課後子ども教室・放課後児童健全育成事業について (学校教育課)
	第 8	報告第11号	平成27年度第2回町議会定例会における一般質問の答弁内容について (学校教育課・生涯学習課)
	第 9	報告第12号	長洲町学校関係非常勤職員の任用について (学校教育課)
	第10	報告第13号	生徒指導について (学校教育課)
	第11	報告第14号	学校給食における食物アレルギーについて (学校教育課)
	第12	報告第15号	就学援助に関する準要保護者認定について (学校教育課)

【会議録】

事務局：皆さまおはようございます。只今から、第4回長洲町教育委員会会議を開催いたします。なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第1項に基づき、会議の議事進行を教育長にお願いします。

教育長：はい、皆さまおはようございます。本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議が成立することを報告します。

あらかじめ、お諮りします会議の議題は、事前に通知したとおりでよろしいでしょうか。

各教育委員：はい。

教育長：次に、日程番号第10、報告第13号の「生徒指導について」と日程番号第11、報告第14号の「学校給食における食物アレルギーについて」と日程番号第12、報告第15号の「就学援助に関する準要保護者認定について」は、個人情報が含まれますので、非公開議案として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各教育委員：はい。

教育長：それでは、日程番号第1、議事日程について、本日1日間とします。よろしいでしょうか。

各教育委員：はい。

教育長：次に、日程番号第2、会議録署名委員の指名について、伊津野委員を指名します。

伊津野委員：はい。お受けいたします。

教育長：それでは、議事に入ります。日程番号第3、議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長：議案第7号、「長洲町運動部活動の地域連携に関する検討委員会設置要綱の制定について」このことについて、長洲町運動部活動の地域連携に関する検討委員会設置要綱を制定したいので、教育委員会の承認を求め、平成27年6月26日提出、長洲町教育長 松本 昇でございます。

提案理由でございます。本町における運動部活動の今後の地域連携に関し必要な事項を協議するため、長洲町運動部活動の地域連携に関する検討委員会設置要綱を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(生涯学習課長 説明)

教育長：質問はありますか。

大山委員：1年間というのは、1年で検討結果を出し終わるということか。

生涯学習課長：この要綱については、委員の任期は1年ということにしておりますが、この検討委員会自体は、終わりということは、基本的にはこの目的を達成するまでは、場合によっては、これに基づいて協議をしていっていいのではと考えております。ですので、来週の30日から第1回目の検討委員会が始まりますが、それを皮切りにして、27年度の検討委員会の中で終わらなければ、当然、この要綱に沿って28年度もあるかなというのも思っております。

大山委員：委員名簿は見せてもらえるか。

生涯学習課長：今日の資料にはお付けしていませんが、要綱の第3条第2項第1号のスポーツ団体関係者で町のスポーツ推進委員からの代表ということで本山春美さん、それと、町の体育協会からの代表ということで、今部活動に携わられている五道さん、テニスの五道さん、この方を代表で、あと、スポーツ関係ということで、NPO法人にこにこの、今度新しく理事になりました、前の社会福祉協議会事務局長の土山さん、この方もスポーツに精通されていますのでお願いしております。スポーツ関係は3名の方です。それと、PTA等保護者関係では、町P連の連合会の代表ということで会長の久村さんをお願いしております。それと、子ども会連合会の代表ということで、増村さんをお願いしております。それと、教育・行政機関の関係者で、小学校長の代表で、長洲小学校長の松永校長先生、それと、実際、小学校の部活動の主任の代表で腹赤小学校の平瀬先生、それと学識経験を有するというので、県体連の部長で元小学校の小体連の会長をされておられました永田先生。

大山委員：どこの方ですか。

生涯学習課長：熊本市内の方です。元県の小体連の会長をされておられました。

それと、今、海陽中学校の学校推進員をされています戸越先生もお願いしております。

木下委員：今、9人しかいないが。

生涯学習課長：あと2名はですね。

木下委員：後程でいいです。

大山委員：名簿は出してもらえますでしょう。

生涯学習課長：すみません、名簿は次の時でもお出しいたします。それと、その度、進捗状況についても教育委員会に報告してまいりたいと思っています。

教育長：よろしいでしょうか。他にありませんか。

木下委員：確認ですが、これは、前に説明があった、スケジュールの最初の段階ですね。委員の設置に関しては。

生涯学習課長：はい。

木下委員：それから、中学校はどうなるのかなと思うところがあって、要綱の第2条にその他学校部活動等に関する事の等とあるが、中学校も検討範囲でもいいのかと思うが。

生涯学習課長：第2条の1号は小学校の部分で、2号の部分は今言われましたように、等に中学校も含まれていると、検討の中に中学校も入っておりますので、すぐの問題ではありませんが、小学校、中学校連携してまいりますので、一応、等のところに含めるという認識で考えております。

教育長：他にありませんか。

伊津野委員：第2条2号のところには、文化の部活動も入るということでしょうか。

生涯学習課長：腹赤小学校の部活動には、音楽部があります。ですので、一応、音楽クラブ活動も学校の部活動という中に入れておりますので、そういった意味で

は、スポーツだけではなくて、文化系も当然入るということで考えています。

大山委員：社会体育へ移行というのは、学校外への部外者への移行というのは、スポーツだけではないのでしょうか。

生涯学習課長：小学校の部活動を社会体育に移行するという事で、主には、スポーツ系がですね社会体育の方に移行しますよと、ただ、うちの場合は、腹赤小学校に学校の部活動として音楽活動がありますので、これについては、こっただけ残すというのは、どうもおかしいでしょうから、やっぱり、この中に入れ込んでですね、どういうふうな社会体育ではなく社会教育の中で、あるいは、ひょっとすると社会体育の中で、飛び込めるかもしれません。総合型の中で文化系も諮問でつくりましょうというふうなことが出るなら、そこに音楽系も含めることもできるのかなと思います。

大山委員：県の諮問、県教委からきているのは、スポーツクラブに関してだけきているのではないのですか。

生涯学習課長：一応、県の方にも確認しましたが、主には、スポーツだけですが、学校によっては、文化系があるところについてはどうなるのですかと、先生たちは、部活動をしてくれるのですかと、聞いたところ、いや、そういうところも含めて移行の中で検討してくれということを言われました。

大山委員：はい、分かりました。

教育長：他にはありませんか。

なければ、議案第7号、「長洲町運動部活動の地域連携に関する検討委員会設置要綱の制定について」は承認されました。

次にいきます。日程番号第4、議案第8号、「長洲町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について」事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長：議案第8号、長洲町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、このことについて、長洲町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱の一部を改正したいので、教育委員会の承認を求めます。平成27年6月26日提出、長洲町教育長 松本 昇でございます。提案理由でございます。長洲町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱別表に変更が生じたため、要綱の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(生涯学習課長説明)

教育長：何か質問はありませんか。

大山委員：資料の新旧対照表のアンダーラインは変わったところだけするのではないのでしょうか。

生涯学習課長：例規システムの「じょうれいくん」では、そういうふうになっていると聞いていたのですが、操作の関係で、線がどうしても入ってしまうということで、本来は、その改正の部分だけ新と旧にアンダーラインが入るというシステムです。

教育長：よろしいでしょうか。他に。

各委員：ありません。

教育長：他になければ、議案第8号、「長洲町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について」は承認されました。

日程番号第5、議案第9号「長洲町スポーツ行事全国大会等出場奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について」事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長：議案第9号「長洲町スポーツ行事全国大会等出場奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について」このことについて、別紙のとおり長洲町スポーツ行事全国大会等出場奨励金交付要綱の一部を改正したいので、教育委員会の承認を求める。平成27年6月26日提出、長洲町教育長 松本 昇でございます。提案理由でございます。長洲町スポーツ行事全国大会等出場奨励金交付要綱の奨励金の額に変更が生じたため、要綱の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(生涯学習課長説明)

教育長：質問はありませんか。

大山委員：増額をしたというのは、生涯学習課の意向で予算要求をされたのですか。

生涯学習課長：これはですね、町長といろいろと協議をする中で、町長の方からも、これは少し見直してもいいのではないかとということで、そういう意味では、文化団体の補助金の増額もありましたし、そういったものの中で、同じく出せるものであれば、僅かだけれども見直しをしてくれというのを受けまして、27年度で上げたものでございます。

大山委員：分かりました。

教育長：赤字が解消したというものもあると。

生涯学習課長：そういうものもあると思います。

教育長：以前は、1万円だったのですか。赤字でしたので、5千円に下がってということではなかったか。

生涯学習課長：すみません、そこの記憶がありません。

教育長：他にありませんか。他になければ、議案第9号「長洲町スポーツ行事全国大会等出場奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について」は承認されました。

それでは、次にいきます。日程番号第6、協議第4号、「学校の夏季休業期間内における学校閉庁日について」事務局より説明をお願いします。

学校教育課長：協議第4号、学校の夏季休業期間内における学校閉庁日について、協議方お願いします。平成27年6月26日、長洲町教育長 松本 昇でございます。

(学校教育課長説明)

教育長：何かご意見はありませんか。

木下委員：例年は特休で、13、14、15日のうち1日をどこかで取っていたかと思うが。その考え方ならば、そのあたりで、いいのではないかなと思うが。

ただ、1日にするか2日にするかどうかはまた決めなければならないと思うが。

大山委員：それは、休暇願いを出してということになるのですね。

教育長：職員は、年休や特休を出して、これで、特別に多くなるということはないんです。

これを設定しなくても、だいたい14日あたりには特休が並びますので、だから誰が、当番するのかというのができます。

学校教育課長：設定すれば、誰も当番せずに休めるということです。

教育長：設定しなければ、教頭先生が休めなくなるということになるということです。

木下委員：昔の盆休の特別休暇と年末年始の特別休暇と普通の夏休みの特別休暇があったような気がします。それは今も残っているのですか。

教育長：夏の特別休暇で5日間が今あります。盆休というのはありません。盆休が夏の特別休暇になっています。

木下委員：盆休の特別休暇は夏の特別休暇に入っている訳ですね。前は別にあったですけど。

教育長：それでは、13、14、15日あたりに2日間取るのか、毎年、カレンダーを見て金曜日あたりに取るのか。

大山委員：その時、その時でいいのではないかなど。

木下委員：正式にするならば、学校管理規則の中に入れた方がいいのでは。暫定的にするならば、その都度決めるかどうか。

学校教育課長：ちなみにですね。来年は、13、14日が土日です。15日を休みにして、13、14、15日を休みにするとかはどうでしょう。

教育長：来年は、15日の月曜日を休みにしましょうか。

大山委員：もう決めておきましょうか。

木下委員：原則、13、14、15日のうちの1日をというふう表現にしておけばいいのでは。

教育長：では、13、14、15日あたりに設定するというのと、毎年、指定していくということでもよろしいですか。今年、8月14日。来年は、8月15日ということ。

各委員：はい。よろしいです。

教育長：それでは、次に進みます。日程番号第7、報告第10号、「長洲町放課後子ども教室・放課後児童健全育成事業について」事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長：報告第10号、長洲町放課後子ども教室・放課後児童健全育成事業について、このことについて、別紙のとおり報告します。平成27年6月26日、長洲町教育長 松本 昇でございます。

(生涯学習課長説明)

教育長：何か質問、意見はありませんか。

伊津野委員：大学のボランティアですけれども、今まで、1学年だったから、大学の方も協力しやすかったのだらうと思いますが。

生涯学習課長：これまではですね。看護学科を中心に学校が長洲町に何人行きなさいと割振りをしていただいておりますが、4年生は、4月から教育実習が始まって、終わって、学校に戻ってきて、すぐ夏休みに入って試験が始まって、

11月、12月に入ってもらい、年末というのは、国家試験、卒業式、卒業時期であるということで、前々から、非常に4年生は厳しいと、これをもう辞めると、あと、ボランティアというのは、言葉通りのボランティアです。長洲町で放課後子ども教室を4校でやっているから、ここに行きたいという人については手を挙げてくださいと、その人たちを学校としても見ますという話しです。

教育長：企画とかいうのはなしと。来たい人たちが来てお手伝いをさせていただくということですね。

伊津野委員：学校にとって企画というものは勉強になると思うんですね。学生としてはですね。だけど、ボランティアとしてならば、そういうものは難しくなるのかなという気がしています。

教育長：来ないかもしれないと。

生涯学習課長：うちに限らず、玉名、玉東、荒尾もしかり、まず、学校として行けというのはちょっと見直したいと。

松岡委員：学校として行けと言うのであれば、学生は行くんですよ。ただ、みなさんボランティアという気持ちで、興味があって行くというのはあまり期待しない方がいいと思います。それか、アピールして、長洲の学校に来てよと町から募集するとか、そうしたら企画とかできるかもしれないですね。

教育長：3年生とかはどうなんですかね。

生涯学習課長：3年生はですね。基本、学生に行けというのは学校からするとやっぱり非常に厳しいみたいですね。いろんな、その事故とかですね。学校がどこまで授業の一環としてやれるのかと。特に4年生も前々から、学校が行けと言うなら、学校としても評価の対象にしないといけないと、ただ、実態は、教授も現場に行って評価をする時間もないと、だいたい大学の中でも議論になったみたいです。本当にどこまで学校としてやれるのかと。最終は、学校が生徒をボランティアとして関わらせたいということになった訳で、言われましたとおり、あまり大きな期待をして当てにしていけないと、それなりに呼びかけはしてみても、長洲出身の学生がいれば、一つの呼びかけの考え方としていかなければならないと思います。

大山委員：決算の歳入と歳出が同じになっているというのは、全部歳出が出そろった時点で、歳入が来るんですか。

生涯学習課長：26年度ですか。

大山委員：そうです。普通の決算だったら赤字が出たり、黒字がでたりして繰越しがあつたりしてと。

生涯学習課長：これについては、そう言った繰越しとかはありません。単年度です。

大山委員：消耗品とかは、予算と違った決算になっていて、それでも、一定の歳入と歳出が同じになるということは、歳出が全部そろってから、使った分だけ、町からお金が下りるということですか。

生涯学習課長：ある意味決算に合わせた数字です。

事務局：変更申請を何回かかけておりますので、年度末に最終的な歳出の方と合せて歳入が来るという、事務的な流れになっています。

木下委員：この事業は進めていく事業と思いますが、大学としてはある面では意義ある活動として取組んだと思いますが、人が必要ということと多様なニーズがあると、少ないというか、限られた人数の中で、それぞれの要請に応じていくというのが、学校として、無理してまで出しているような気がして、ささやかですが、続けて行って、この考え方やこの事業の在り方については協力を得ている、理解を得ていると、そういう意味では、こういう活動は是非必要だと思うし、将来的なコミュニティスクールへの道筋のひとつでもあるような気がします。

生涯学習課長：大学の方もですね。言われましたのが、地域からの要望が多くなってきていると一つは言われました。特に、うちの場合、非常にそういった意味では、今までいい取り組みをさせてもらいました。見方を変えれば、2ヵ月間も学生さんたちにお任せしたということで、ちょっとどうだったのかなというところもあります。今後は、出来る限り地域の地域の方々に協力をいただくということとですね、あと、もう一つあったのは、放課後でこういった形で九看大にお手伝いいただいた訳ですが、例えば荒尾市みたいに支援学級にですね、支援学級は、また違った意味で非常に手がかかるんだと思います。そういったところには、九看大の教員免許を取った養護志望の先生希望の学生がいればですね、そういうところは、個人的に、九看大に特別支援の方に少しこれとは別に求めていっても、ご相談の余地はあるのかなという感想は持ちました。

木下委員：2点だけ。他の大学の長洲出身者がボランティア活動をやったという証明証がほしいということで、来ましたので、そういうのはお互い使ってもいいのではと気がします。津田さんが今作っている団体がボランティア活動はやるということでしたので、いやとは言われませんので、お願いしてみたいかなと思います。

生涯学習課長：何という団体ですか。

事務局：長洲友の会です。

生涯学習課長：分かりました。

松岡委員：ちょっと確認したいのですが、もしもその放課後子ども教室とかに、地元出身の学生が行きたいといったら行ってもいいんですか。声掛けはできるんですね。

生涯学習課長：はい。そして、登録をしてもらって、保険をかけて行ってもらうと。

松岡委員：時間帯がですね。

生涯学習課長：それは、もう出来るところからですね。出来る範囲内で。

教育長：他にありませんか。

それでは次に行きます。日程番号第8、報告第11号、「平成27年度第2回町議会定例会における一般質問の答弁内容について」事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：報告第11号、平成27年度第2回町議会定例会における一般質問の答弁内容について、このことについて、別紙のとおり報告します。平成27年

6月26日、長洲町教育長 松本 昇でございます。

(学校教育課長説明)

教育長：一般質問について質問はありませんか。

大山委員：水筒ですけれども、子どもたちはえらく重そうに持って行ってると思うが、学校の水は飲めるんですか。

教育長：当然、飲めます。

大山委員：飲めるけれども持って行っていると。

学校教育課長：両中学校には冷水器がありますので、水筒を飲みつくしたら、冷水器の水を飲むと。

大山委員：小さい1年生が重い水筒を抱えているのを見るとですね。もう1点、英語の推進リーダーというのは何ですか。

教育長：研修を受けた先生で、国レベルの研修と県レベルの研修があるんです。研修を受けた先生が県に帰って来て県で広めて、地域が学んでいくと。そういう人を推進リーダーと言っています。以上でよろしいでしょうか。では次に行きます。日程番号第9、報告第12号、長洲町学校関係非常勤職員の任用について。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：報告第12号、長洲町学校関係非常勤職員の任用について、このことについて、別紙のとおり報告します。平成27年6月26日、長洲町教育長 松本 昇でございます。

(学校教育課長説明)

教育長：皆さんよろしいでしょうか。

各委員：はい。

教育長：日程番号第10、報告第13号、「生徒指導について」事務局より説明をお願いします。

【個人情報により非公開】

教育長：日程番号第11、報告第14号、「学校給食における食物アレルギーについて」事務局より説明をお願いします。

【個人情報により非公開】

教育長：日程番号第12、報告第15号、「就学援助に関する準要保護者認定について」事務局より説明をお願いします。

【個人情報により非公開】

教育長：では、これで、本日の全日程を終了します。